

## 「那賀川水系流域委員会」設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は「那賀川水系流域委員会」(以下「委員会」という)の設置及び運営について、必要な事項を定めるものである。

### (目 的)

第2条 委員会は、「那賀川水系河川整備計画」(以下、「計画」という)の策定を進めるにあたって、意見を述べることを目的とする。

### (組織等)

第3条 委員会は、静岡県下田土木事務所長(以下、「所長」という)が委嘱する委員(別表)で構成する。

- 2 委員は非常勤とし、任期は計画の決定までとする。
- 3 委員のうち、地方行政等の委員にあたっては、職をもって充てる。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

### (議事等)

第5条 委員のうち、地方行政等の委員については、代理出席を認める。

- 2 委員会は、必要と認める場合、委員以外(参考人)から意見の聴取及び資料の提供を求めることができる。

### (情報公開)

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。なお、諸般の事情により、通常の実行が困難な場合は、書面開催等により行う。

- 2 会議の実行状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、静岡県下田土木事務所に置く。

### (雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### (附 則)

この設置要綱は、令和3年1月26日から施行する。

### (附 則)

本改正は、令和6年2月6日から施行する。

### (附 則)

本改正は、令和7年 月 日から施行する。

(別表)

那賀川水系流域委員会 委員名簿

区 分	専 門	役 職 名 等	氏 名
学識経験者	河川工学	東海大学 名誉教授	田中 <small>ひろみち</small> 博通
	環境 (魚類)	日本大学 生物資源科学部 教授	高井 <small>のりゆき</small> 則之
	農業利水	賀茂農林事務所 技監	つかもと <small>まさひろ</small> 塚本 眞大
	漁業	那賀川非出資漁業協同組合 組合長	やまもと <small>ひとし</small> 山本 一詞
	文化財	松崎町文化財保護審議会 会長	やまもと <small>こう</small> 山本 公
地域代表者	防災	松崎町消防団 団長	つちや <small>そうざぶろう</small> 土屋 宗三郎
	自治会等	松崎地区区長代表	いしかわ <small>かずみち</small> 石川 一路
		中川地区区長代表	さいとう <small>こうじ</small> 齋藤 孝司
岩科・三浦地区区長代表		わたなべ <small>いさむ</small> 渡辺 勇	
地域活動	観光	松崎町観光協会会長	ほんだ <small>まさひろ</small> 本多 正弘
地方行政	行 政	松崎町長	ふかざわ <small>じゅんや</small> 深澤 準弥

## 「那賀川水系流域委員会」傍聴要綱

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしないでください。
- (2) 会場内での喫煙はしないでください。
- (3) 会の円滑な進行を図り、自由な発言の妨げにならないようにしてください。
- (4) その他、会議の支障となる行為はしないでください。

### 3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。